

## 第3回

### 高知県談合防止対策検討委員会

日 時 平成24年2月20日(月)  
9:30 ~ 12:00

場 所 高知市本町5-3-20  
高知共済会館 3階 桜の間

# 会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 事務局報告事項
- (2) 談合防止対策について
- (3) その他

3 閉 会

## 高知県談合防止対策検討委員会委員名簿（五十音順）

任期：H24. 2. 7 ～26. 3. 31

委員氏名	役 職 等	備 考
稲田 知江子	弁護士	高知県建設工事紛争審査会委員
大年 邦雄	高知大学教授 博士（工学） 防災工学ほか	高知県入札・契約監視委員会委員
坂本 征子	元(財)21世紀職業財団高知事務所長 元高知県立療育福祉センター長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
(委員長) 下元 敏晴	弁護士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
甫喜本 敏勝	自動車安全運転センター高知県事務所長 元高知県警察本部刑事部長	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
村瀬 儀祐	高知工科大学教授 博士（商学） 会計学	高知県談合情報審査会委員
山本 洋子	(有)瑞穂不動産鑑定取締役 不動産鑑定士	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県談合情報審査会委員
渡邊 法美	高知工科大学教授 Ph. D リスクマネジメント	高知県土木部総合評価委員会委員長

公正取引委員会の活動状況

1. 申告件数

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
件 数	5,250	7,345	13,353	11,773	10,769
小売業の不当廉売	3,593	4,885	9,668	8,979	8,675
上記以外	1,657	2,460	3,658	2,794	2,094

2. 審査事件処理状況（不当廉売事案で迅速処理したものを除く※1）

年 度		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	
審査 件数	前年度からの繰越し	18	28	18	19	22	
	年度内新規着手	141	132	124	133	143	
	合 計	159	160	142	152	165	
処理 件数	法的 措置	排除措置命令 関係人数	12	22	16	26	12
		課徴金納付命令（※2） 関係人数	1	2	1	0	0
		小 計	13	24	17	26	12
		関係人数	73	193	49	84	109
		合 計	131	142	123	130	142
	その 他	警 告	9	10	4	9	3
		注 意	74	88	87	69	95
		打 切 り	35	20	15	26	32
		小 計	118	118	106	104	130
	合 計		131	142	123	130	142
次年度への繰越し		28	18	19	22	23	
命令 課 徴 金 納 付	関係人数	119	165	59	85	152	
	（審判開始決定）（※3）	(7)	(13)	(5)	(0)	(9)	
	課徴金の納付を命ずる審決	46	10	33	21	13	
確定した課徴金額		92億円	112億円	270億円	360億円	720億円	
告 発		2	1	1	0	0	

※1：22年度の不当廉売事案の注意件数（迅速処理）は2,700件

※2：排除措置命令を行っていない課徴金納付命令の件数

※3：平成17年改正前の独占禁止法に基づく課徴金納付命令に係る審判開始決定を行った人数

3. 法的措置件数の内訳

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
入札談合	6	14	2	17	4
私的独占	0	0	1	0	0
価格カルテル	3	6	8	5	6
不公正な取引方法	4	3	5	4	2
その他	0	1	1	0	0

石川県が発注する土木一式工事及び石川県輪島市が発注する土木一式工事の入札参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成23年10月6日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、石川県が発注する土木一式工事及び石川県輪島市（以下「輪島市」という。）が発注する土木一式工事の入札参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、石川県発注の特定土木一式工事<sup>(注1)</sup>及び輪島市発注の特定土木一式工事<sup>(注2)</sup>についてそれぞれ同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

（注1） 「石川県発注の特定土木一式工事」とは、石川県が、石川県奥能登土木総合事務所又は石川県奥能登農林総合事務所において、制限付一般競争入札又は指名競争入札（いずれも総合評価方式によるものを含む。）の方法により土木一式工事として発注する工事（石川県による工事の設計上、作業船を使用して施工することとされるものを除く。）であって、①石川県A等級業者のみ、②石川県A等級業者及び石川県B等級業者のみ又は③石川県B等級業者のみ（いずれも輪島市、石川県珠洲市又は鳳珠郡穴水町若しくは能登町の区域に本店又は主たる事務所を置く者に限る。）を入札の参加者とするものをいう。

なお、「石川県A等級業者」又は「石川県B等級業者」とは、それぞれ、石川県から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者又はBの等級に格付されている事業者をいう。

（注2） 「輪島市発注の特定土木一式工事」とは、輪島市が、制限付一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事（輪島市による工事の設計上、作業船を使用して施工することとされるもの及び推進工法を用いて施工することとされるものを除く。）であって、①輪島市A等級業者のみ、②輪島市A等級業者及び輪島市B等級業者のみ又は③輪島市B等級業者のみ（いずれも輪島市の区域に本店又は主たる事務所を置く者に限る。）を入札の参加者とするものをいう。

なお、「輪島市A等級業者」又は「輪島市B等級業者」とは、それぞれ、輪島市から土木一式工事についてAの等級に格付されている事業者又はBの等級に格付されている事業者をいう。

1 違反行為者数、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者数並びに課徴金額（対象事業者名、各事業者の課徴金額等については別表1及び別表2のとおり。）

	違反行為者数	排除措置命令 対象事業者数	課徴金納付命令 対象事業者数	課徴金額
石川県発注の特定 土木一式工事 (別表1)	79名	67名	51名	4億4782万円
輪島市発注の特定 土木一式工事 (別表2)	27名	26名	21社	2億2223万円
合計	延べ106名 (実数80名)	延べ93名 (実数68名)	延べ72名 (実数51名)	6億7005万円

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所第二審査課・第三審査課  
電話 052-961-9467（直通）  
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

平成23年（措）第11号

排 除 措 置 命 令 書

名宛人 別表1の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 別表1の名宛人目録記載の67名（以下「67名」という。）のうち、別表1の(1)記載の65社は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあつては、株主総会）において決議しなければならない。
  - (1) 別紙記載の工事（以下「石川県発注の特定土木一式工事」という。）について、67名及び別表2記載の12社の79名（以下「79名」という。）が、遅くとも平成19年6月1日以降（別表3記載の事業者にあつては、それぞれ、遅くとも「期日」欄記載の年月日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること
  - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、石川県発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 2 67名のうち、別表1の(2)記載の2名は、それぞれ、前項(1)及び(2)の事項を確認しなければならない。
- 3 67名は、それぞれ、第1項又は前項に基づいて採った措置を、自らを除く66名及び石川県に通知し、かつ、自らの従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委

員会の承認を受けなければならない。

4 67名は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、石川県発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定してはならない。

5 67名は、それぞれ、第1項又は第2項及び第3項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

1(1)ア(ア) 67名のうち、別表1の(1)記載の65社は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣又は石川県知事の許可を受け、建設業を営む者である。

(イ) 67名のうち、別表1の(2)記載の2名は、それぞれ、「主たる事務所の所在地」欄記載の地に主たる事務所を置き、建設業法の規定に基づき石川県知事の許可を受け、建設業を営む者である。

イ 名宛人以外の別表2の(1)記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき石川県知事の許可を受け、建設業を営む者である。

ウ 名宛人以外の別表2の(2)記載の事業者は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき石川県知事の許可を受け、建設業を営んでいた者であるが、「期日」欄記載の年月日以降、「事由」欄記載の事由により事業活動の全部を取りやめている。

別表2の(2)記載の事業者のうち、株式会社高田は、株式会社高田組が平成21年12月1日に商号を変更したものである。

エ 名宛人以外の別表2の(3)記載の事業者は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき石川県知事の許可を受け、建設業を営んでいた者であるが、「期日」欄記載の年月日以降、事実上事業活動の全部を取りやめている。

(2)ア 石川県は、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を定め、同県が土木一式工事に係る参加資格を有する者

として名簿に登載した事業者を，その事業規模等により，土木一式工事の発注金額の区分に対応する等級に格付しており，当該格付を毎年見直していた。当該等級には，上位のものから順にA，B，C及びDがあった（以下，このうちAの等級に格付されている事業者を「A等級業者」と，Bの等級に格付されている事業者を「B等級業者」という。）。

イ 石川県は，平成19年6月1日から平成22年7月13日までの間，石川県発注の特定土木一式工事の全てについて，次のとおり，制限付一般競争入札又は指名競争入札（いずれも総合評価方式によるものを含む。）を実施していた。

(7) 制限付一般競争入札にあつては，奥能登地域（石川県輪島市，珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び能登町の区域をいう。以下同じ。）に本店又は主たる事務所を置く，A等級業者のみ又はA等級業者及びB等級業者のみを対象に，当該工事の施工場所を考慮するなどして定めた所定の資格条件を付して公告により入札の参加希望者を募り，参加の申込みを行わせた上で参加希望者の全てを当該入札の参加者として入札を実施した後，落札候補者について当該資格条件の有無を確認していた。

(4) 指名競争入札にあつては，奥能登地域に本店又は主たる事務所を置くA等級業者及びB等級業者のうち，発注金額の区分に対応する等級の事業者の中から当該工事の施工場所を考慮して当該入札の参加者を指名することを原則とし，所定の条件を満たす場合は，発注金額の区分に対応する等級に関係なく，当該入札の参加者を指名していた。

ウ 79名は，いずれも，奥能登地域に本店又は主たる事務所を置き，平成19年6月1日から平成22年7月13日までの間（別表4記載の事業者にあつては，それぞれ，「期間」欄記載の期間），A等級業者又はB等級業者であった。

2 79名は，遅くとも平成19年6月1日以降（別表3記載の事業者にあつては，それぞれ，遅くとも「期日」欄記載の年月日以降），石川県発注の特定土木一式工事について，受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に



(2)ア 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1名のときは、その者を受注予定者とする

イ 受注希望者が複数名のときは、当該工事の施工場所、過去に受注した工事との継続性等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 79名は、前記2により、石川県発注の特定土木一式工事のほとんど全てを受注していた。

4(1) 79名のうち別表5記載の事業者は、それぞれ、前記2の合意から離脱する旨を表明し、「期日」欄記載の年月日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

(2) 79名のうち別表6記載の事業者は、それぞれ、「期日」欄記載の年月日以降、「事由」欄記載の事由により石川県発注の特定土木一式工事の入札に参加できなくなったため、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。

(3) 平成22年7月14日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、79名から別表5及び別表6記載の事業者を除いた61名は、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、79名は、共同して、石川県発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、石川県発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。このため、79名は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、67名については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、67名に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のと

おり命令する。

平成23年10月6日

公正取引委員会

委員長 竹 島 一 彦

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

委員 細 川 清

平成23年（措）第12号

排 除 措 置 命 令 書

名宛人 別表1の名宛人目録記載のとおり

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 別表1の名宛人目録記載の26名（以下「26名」という。）のうち、別表1の(1)記載の25社は、それぞれ、次の事項を、取締役会（会社法（平成17年法律第86号）第2条第7号に規定する取締役会設置会社でない場合にあつては、株主総会）において決議しなければならない。
  - (1) 別紙記載の工事（以下「輪島市発注の特定土木一式工事」という。）について、26名及び別表2記載の1社の27名（以下「27名」という。）が、遅くとも平成19年4月2日以降（別表3記載の事業者にあつては、それぞれ、遅くとも「期日」欄記載の年月日以降）共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている旨を確認すること
  - (2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、輪島市発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定せず、各自がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨
- 2 26名のうち、別表1の(2)記載の事業者は、前項(1)及び(2)の事項を確認しなければならない。
- 3 26名は、それぞれ、第1項又は前項に基づいて採った措置を、自らを除く25名及び石川県輪島市（以下「輪島市」という。）に通知し、かつ、自らの従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法に

については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

4 26名は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、輪島市発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定してはならない。

5 26名は、それぞれ、第1項又は第2項及び第3項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

1(1)ア(ア) 26名のうち、別表1の(1)記載の25社は、それぞれ、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣又は石川県知事の許可を受け、建設業を営む者である。

(イ) 26名のうち、別表1の(2)記載の事業者は、「主たる事務所の所在地」欄記載の地に主たる事務所を置き、建設業法の規定に基づき石川県知事の許可を受け、建設業を営む者である。

イ 名宛人以外の別表2記載の事業者は、「本店の所在地」欄記載の地に本店を置き、建設業法の規定に基づき石川県知事の許可を受け、建設業を営む者である。

(2)ア 輪島市は、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）を定め、輪島市が土木一式工事に係る参加資格を有する者として名簿に登載した事業者を、その事業規模等により、土木一式工事の発注金額の区分に対応する等級に格付しており、当該格付を毎年見直していた。当該等級には、上位のものから順にA、B及びCがあった（以下、このうちAの等級に格付されている事業者を「A等級業者」と、Bの等級に格付されている事業者を「B等級業者」という。）。

イ 輪島市は、平成19年4月2日から平成22年7月13日までの間、輪島市発注の特定土木一式工事の全てについて、次のとおり、制限付一般競争入札又は指名競争入札を実施していた。

(ア) 制限付一般競争入札にあつては、輪島市の区域に本店又は主たる事務

所を置く，A等級業者のみ又はA等級業者及びB等級業者のみを対象に，所定の資格条件を付して公告により入札の参加希望者を募り，参加の申込みを行わせた上で参加希望者の全てを当該入札の参加者として入札を実施した後，落札候補者について当該資格条件の有無を確認していた。

(イ) 指名競争入札にあつては，輪島市に本店又は主たる事務所を置くA等級業者及びB等級業者のうち，発注金額の区分に対応する等級の事業者の中から当該工事の施工場所を考慮して当該入札の参加者を指名することを原則とし，所定の条件を満たす場合は，発注金額の区分に対応する等級に関係なく，当該入札の参加者を指名していた。

ウ 27名は，いずれも，輪島市に本店又は主たる事務所を置き，平成19年4月2日から平成22年7月13日までの間（別表4記載の事業者にあつては，それぞれ，「期間」欄記載の期間），A等級業者又はB等級業者であった。

2 27名は，遅くとも平成19年4月2日以降（別表3記載の事業者にあつては，それぞれ，遅くとも「期日」欄記載の年月日以降），輪島市発注の特定土木一式工事について，受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注すべき価格は，受注予定者が定め，受注予定者以外の者は，受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する

旨の合意の下に

(2)ア 受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）が1名のときは，その者を受注予定者とする

イ 受注希望者が複数名のときは，当該工事の施工場所，過去に受注した工事との継続性等を勘案して，受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

などにより，受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにしていた。

3 27名は，前記2により，輪島市発注の特定土木一式工事のほとんど全てを受注していた。

4(1) 27名のうち別表5記載の事業者は，前記2の合意から離脱する旨を表明し，「期日」欄記載の年月日以降，前記2の合意に基づき受注予定者を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

(2) 27名のうち別表6記載の事業者は，それぞれ，「期日」欄記載の年月日

以降、「事由」欄記載の事由により輪島市発注の特定土木一式工事の入札に参加できなくなったため、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を行っていない。

- (3) 平成22年7月14日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、27名から別表5及び別表6記載の事業者を除いた24名は、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、27名は、共同して、輪島市発注の特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、輪島市発注の特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。このため、27名は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者である。また、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、26名については、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、26名に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成23年10月6日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 後 藤 晃

委員 神 垣 清 水

委員 濱 田 道 代

委員 細 川 清

《 高知県入札・契約制度検討委員会による報告に対する取組(H9～) 》

第3回 資料 2

(平成8年6月6日設置、平成9年3月3日中間報告、平成10年12月7日最終報告)

項 目		委員会の提案理由	報告を受けての本県の取組	本県の現在の制度の状況	
中間報告	1	指名基準等の公表の是非	・入札・契約制度の透明性・客観性を高めるため。	○指名基準の改正及び公表(平成10年4月)	☆継続☆
	2	第三者委員会の設置	・入札参加資格の設定や指名業者の選定等の経緯及び理由について、事後的なチェックを行い、発注者の恣意性を排除するため。		○入札・契約監視委員会の設置
	3	客観的データに基づく指名選定	・客観的なデータを集積し、信頼できる業者の的確な選定に活用するため。	○土木総合行政情報システムの整備 ○(財)日本建設情報総合センターの工事实績サービス(CORINS)導入(平成9年12月)	☆継続☆
	4	工事保証人制度の見直し	・競争関係にあるべき建設業者が対価なしに他の業者の保証をすることは不自然で、談合を助長している可能性があるため。	○工事保証人制度を廃止し、500万円以上の工事について金銭保証方式へ移行(平成9年10月)	☆金銭保証方式継続☆
	5	指名業者名公開の時期の変更等 ①指名業者の公開の時期の変更 ②設計書の閲覧方法の変更	・相指名業者を入札前に知らせることで談合を容易にしている可能性があるため。 ・1か所で閲覧する方法では、指名業者が一堂に会する機会を与え、談合を誘発する可能性があるため。	○指名業者の公表時期を入札後に変更(平成9年9月) ○設計書の閲覧期間及び閲覧部数の増(平成9年9月)	○指名業者の公表は、入札記録により、入札終了後又は契約の相手方の決定後速やかに行う。 ○電子入札の導入により、設計書の閲覧のため業者が集まる機会はなくなっている。
	6	工事費内訳書提出対象工事の見直し	・入札時に工事費内訳書を提出させ、適正な見積が行われているかチェックしているが、その対象金額を引き下げることによって建設業者の見積能力を向上させるため。	○見積根拠資料の提出を3億円以上から1億円以上に変更(平成9年10月)	○低入札価格調査制度を適用する建設工事については、見積内訳書の提出を受けている。
	7	相指名業者に下請(再下請)することの禁止	・競争関係にある相指名業者に下請発注を約束して落札するといった利益供与が談合に繋がる可能性があるため。		○公募型指名競争入札、一般競争入札において実施した一時期実施 ★現在は未実施★
	8	建設業者研修会での指導の徹底	・談合は違法行為であることや企業倫理の確立が企業の発展の基礎となることを周知・徹底するため。	○建設業者研修の中で、公正取引委員会による研修を実施(平成9年6月～7月)	★現在は未実施★
	9	不正を行った者に対するペナルティの強化	・平成5年以降、ペナルティの強化は行われてきたが、不正行為が後を絶たないため。	○指名停止措置基準の改正(平成9年9月) 【改正内容】 ・贈賄、独占禁止法違反、談合、暴力的不法行為、不正又は不誠実な行為の措置期間(長期)を従来より2～6月延長(独占禁止法違反の場合) ・県工事 : 3～9月→3～14月 ・県内工事: 2～9月→2～14月 【新設内容】 ・県外における贈賄、独占禁止法違反、談合行為を措置要件に新設(独占禁止法違反の場合) ・1～14月	☆継続☆



項 目		委員会の提案理由	報告を受けての本県の取組	本県の現在の制度の状況
最終報告	1 多様な入札・契約方式の導入	・民間の技術開発が進んでいる工事を対象に、個別・具体的技術力を活用することによって、品質の確保とコスト縮減等を図り、技術力による競争を促進するため。	○工事希望型方式による入札の試行(平成10年3月) ○VE試行要領の策定(入札時VE、契約後VE) (平成11年2月)	総合評価方式の実施(土木部は5,000万円以上の工事又は1,000万円以上5,000万円未満の工事であって総合評価方式によるものが適当である工事に適用) ※入札時VE、契約後VEは試行継続
	2 一般競争入札の実質的な対象工事の拡大	・一般競争入札は発注者の裁量の余地が少なく、手続の客観性、透明性がより高く、競争性が高い入札・契約方式であるため。	○一般競争入札の対象額の引き下げ(10億円→7億円) (平成11年4月) ※公募型指名競争入札は7億円未満に変更	○請負対象金額5,000万円以上は一般競争入札(請負対象金額1,000万円以上5,000万円未満のものについても一般競争入札とすることができる。) ※公募型指名競争入札は廃止
	3 低入札価格調査制度への移行	・入札参加者の技術力による競争及び企業努力を促進し、コストの縮減にも資するため。	○低入札価格調査制度の試行(平成10年4月) ○低入札価格調査制度の導入(1億円以上の建設工事) (平成11年11月)	○建設工事の一般競争入札のうち、 ①総合評価方式によるもの ②請負対象金額1億円以上で総合評価方式によらないものには、低入札価格調査制度を適用
	4 予定価格の事後公表等 ①予定価格の事後公表 ②設計金額の事前公表	・不正な入札の抑止力となり得ることや積算の妥当性の向上に資するため。また、積算の透明性を高めるとともに、元請・下請等の取引関係の適正化に資するため。	○設計金額の事前公表の試行(平成9年11月) ○予定価格の事後公表(平成10年10月) ○設計金額積算内訳の事後公表(平成11年4月) ○設計金額の事前公表(平成11年11月)	○予定価格事後公表の試行(5,000万円以上の建設工事及び2,000万円以上の委託業務) ○最低制限価格及び調査基準価格の事後公表 ○設計書積算内訳の事後公表
	5 等級の公表等	・手続の透明性の向上を図るため。	○建設業者のランク(A、B)の公表(平成10年4月) ○すべての入札参加資格業者について実施 (平成11年4月)	○入札参加資格者の総合評点・格付・総合点数の公表
	6 不良不適格業者及びいわゆる「上請け」の的確な排除 ①施工体制の確認 (着手時・随時) ②技術者の専任性等の確認	・データベース・システムの活用、現場点検による管理監督体制の強化を図るとともに、配置可能な技術者数以上に入札に参加する業者をチェックするため。	○5,000万円以上の工事に関し、配置予定技術者の届出を制度化(平成9年10月) ○現場での確認と指導(平成11年4月) ○工事実績登録の徹底(発注者支援データベース・システムの活用)(平成11年4月) ○2,500万円以上の工事に関し、入札時の配置予定技術者届出(平成11年4月) ○契約前の現場代理人・技術者届の提出(平成11年4月)	○建設工事の一般競争入札においては、請負対象金額にかかわらず、入札参加申請時に配置予定技術者の届出を求める。 ○建設工事の指名競争入札においては、請負対象金額2,500万円以上のものであっても、入札時には配置予定技術者の届出は求めない。 ○その他は継続
	7 発注体制の強化	・新たな入札・契約方式の導入、低入札価格調査制度への移行、不良不適格業者の排除といった問題に対応するため。	○建設技術公社の効果的な活用、建設コンサルタント、設計者等民間の技術者を有する組織の活用	☆継続☆
	8 市町村に対する改善の指導	・入札・契約制度の改善が進んでいない市町村が多く認められるため。	○高知県公共工事契約業務連絡協議会を通じた改善の申し合わせ、情報交換の継続、技術支援などのフォローアップ	☆継続☆

《 昨年度公正取引委員会から行政処分を受けた3県の談合防止対策の取組状況 》

【 山 梨 県 】

1 総合評価落札方式の地域要件の緩和 (H23/4 から実施)

県下全域 1億円以上 → 8,000万円以上  
 事務所単位 1億円未満 → 8,000万円未満

2 配置予定技術者へのヒアリング実施 (H23/10 から試行)

総合評価落札方式で施工計画等を自ら作成したものであるか確認するため、配置予定技術者へのヒアリングを試行的に実施。

【 石 川 県 】

1 業者向け説明会の実施 (H22/8 実施)

土木事務所単位で入札・契約制度の説明会を実施し、事業者には法令遵守を徹底。

2 総合評価落札方式での評価点の減点 (H22/7 から実施)

2点減点 (独占禁止法違反等による指名停止期間終了から6ヶ月以内)

3 県発注工事での独占禁止法違反 (談合) とされた場合の指名停止期間の延長 (H22/7 から適用)

落札者 12月 → 12月  
 その他の入札者 4月 → 12月

【 茨 城 県 】 ※ 入札談合等関与行為調査委員会から提言を受けた改善措置の内容

1 職員の法令遵守意識の徹底

(1) 職員研修の充実

法令遵守に対する徹底した意識改革のために、職員研修の拡充を図ること。

特に入札契約業務を担当する機関では、一般職員のみならず、幹部職員に対し、職員の業務内容や職責に応じた研修、講習等をきめ細かく実施すること。

(2) 公益通報制度の周知及び強化

改めて職員に公益通報制度の周知徹底を図るとともに、入札談合等関与行為等に係る情報が通報対象である旨を十分に認識させること。

また、通報者が不利益を被ることのないよう、その保護に十分に配慮すること。

(3) 外部からの不当な働きかけへの対応

外部からの不当な働きかけや口利きに対して、内容の記録や上司への報告、公表の手続きを制定するとともに、職員に手続きの周知徹底を図ること。

また、外部との接触に際して、対応は1人で行わない、オープンスペース等定められた場所での対応などルールの制定を図ること。

2 入札・契約システムの見直し

(1) 一般競争入札の適用範囲の拡大

3,000万円以上 → 1,000万円以上

(2) 入札参加資格要件の適用範囲の見直し

① 一般競争入札における応札可能業者数

1億円以上概ね30社、1億円未満概ね20社 → 原則30社

② 地域要件の広域化

発注金額	現 行	見直し後	
		土 木	農 業
2 億円以上	7ブロック	1ブロック (県下全域)	
3,000 万円以上	事務所単位 (土木 12、農業 8)	7ブロック	5ブロック

※ 事件のあった機関では 1,000 万円以上の工事も 3,000 万円以上の工事と同じ扱いとすること。

③ 指名競争入札における指名業者数の増加 (H23/11 農業では実施済み)

8 社 → 12 社 (事件のあった機関では 4 社を管外の業者とする。)

(3) 予定価格公表の取扱い

事前公表、事後公表とも課題があることから、今後検討を行い、適切な対応を図ること。

(4) ダンピング対策の充実

低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に運用するとともに、適宜、必要な見直しを行うこと。

(5) ペナルティの強化

指名停止の再犯加重期間の現行 3 年経過の基準の長期化を図ること。

(6) 電子入札の適用範囲の拡大 (H23/6 実施済み 全ての入札で電子入札を実施)

(7) 入札委員会の構成員の見直し (H23/11 農業では実施済み)

指名競争入札における業者選定等を審議する入札委員会について、今回事件のあった事務所では、業務に直接関与していない職員を加えること。

(8) 入札監視委員会の機能強化

入札監視委員会 (入札・契約の過程や契約内容の透明性を高めるとともに公正な競争を促進するための事項の審査を実施。) において、落札率や指名業者数などの統計データを審議するなど審議方法の見直し、審議件数や委員の拡充を図ること。

(9) 公正入札調査委員会の体制の見直し

公正入札調査委員会 (入札談合に関する情報があつた場合等に調査審議を実施。) に外部委員の導入等を検討すること。

3 職員の管理・監督の強化

(1) 懲戒処分等の制定

建設工事の発注や入札契約事務等に関し法令違反を行った職員に対する懲戒処分により厳正に対処することとし、その基準の制定及び公表を行うこと。

(2) 工事発注機関における適正な人事管理の徹底 (継続実施)

県職員と特定事業者等との癒着等を未然に防ぐため、人事配置の適正化を徹底。

4 建設業界への要請 (継続実施)

建設関係団体や建設業者に対し、入札談合の根絶を図るため、法令遵守意識の徹底と企業倫理の確立について、強い決意を持って取り組むよう要請。

※ H23/6 建設業者を対象とした研修会での法令遵守意識の改善要求 (6 会場で実施 (約 2,700 人))

H23/8 県建設業協会への改善要求